超過構成額 十五)「19の②」)	を	調整前法人税額超過構成額 (別表六(二十三)「7の⑨」)	に、	当期控除可能額等	を	当期控除可能額	に、

外
外
外
外
外

を

に改め、同表の記載要領第一号中「(次号において「平成26年旧措置法」という。)第42条の９第１項若しくは第２項」を「第42条の９第２項」に、「改正前の租税特別措置法第42条の９第１項若しくは第２項」を「改正前の租税特別措置法第42条の９第２項」に改め、同第二号を削り、同第三号を同第二号とし、同第四号を同第三号とし、同第五号を削り、同第六号中「別表六(二十五)又は別表六(二十五)付表の「法人税額超過構成額　②」」を「別表六(二十三)「7」又は別表六(二十三)付表「2」」に改め、同号を同第四号とし、同表を別表六(十一)とし、同表の次に次の二表を加える。